



鳥インフルエンザ対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気で、

感染経路は、海外から飛来する渡り鳥によるものと考えられ、鶏舎への侵入は野鳥やネズミなどの野生動物が直接、または人・車両・モノを介して持ち込まれると考えられています。発生を防ぐためには、野鳥・野生動物の侵入防止対策や農業従事者の衛生対策、車両消毒等が重要です。

I 発生状況

昨年度、国内の農場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、11月から3月までに18県で52事例確認されました。殺処分羽数も987万羽（全国の飼養羽数の3.1%）と過去最大となりました。

昨シーズンは、海外においても韓国で108件、フランスで488件の発生が農場で確認されており、世界的な流行が見られました。本年4月以降も、欧州、韓国、台湾、ベトナム等のアジアにおいて発生が確認されています。

また、野鳥においても、わが国へ飛来する渡り鳥の営巣地がある

ロシア及び中国の広い範囲で発生が確認されています。今シーズンもウイルスが国内に侵入する可能性が非常に高く、厳重な警戒が必要とされています。

II 家きん飼育農場での発生防止対策

渡り鳥の本格的な飛来が始まります。発生防止対策を徹底するため、家きんを飼っている方は次の7項目の点検をお願いします。

- ① 衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤ 家きん舎ごとに専用の靴の設置並びに使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

III 異状の早期発見・早期通報

家きんの健康状態を良く観察し、死亡率の増加など異状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所（電話048-521-1274）までご連絡ください。

令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

家きん 18県 52事例
野鳥 18道県 58事例

